

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

一般財団法人社会的認証開発推進機構

② 評価調査者研修修了番号

SK2025026 29-0062 020-1-038

③ 施設の情報

名称：京都聖嬰会	種別：児童養護施設	
代表者氏名：杉野義人	定員（利用人数）：50名	
所在地：京都市北区衣笠西尊上院町 22 番地		
TEL：075-462-9268	ホームページ：www.kyoto-seieikai.org/	
【施設の概要】		
開設年月日：1886年10月19日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会		
職員数	常勤職員：41名	非常勤職員：12名
有資格 職員数	保育士 19名	社会福祉士 8名
	栄養士/調理師/調理員 2名	指導員/児童指導員 4名
	事務会計/心理士 5名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）音楽スタジオ、グラウンド、ギャラリー等各種児童活用設備
	個室完備、小規模独立ユニットケア	地域小規模施設（4ヶ所）

④ 理念・基本方針

【法人理念】 キリストの姿に学びながら一神から与えられた一人ひとりの命の尊厳に目を向け、

- ・一人ひとりを掛け替えのない存在として、ありのままに受け入れる
- ・一人ひとりの成長とより豊かな生き方を願い、「愛」と「尊敬」を持って、一人ひとりに寄り添う

【事業所理念】 一人ひとりを大切にします

わたしたちは

- ① 一人ひとり人権を大切にします
- ② 一人ひとりを地域社会の一員として自立を援助します
- ③ 一人ひとりの家族との繋がりを大切にします

【事業所運営方針】

取り組みの重点→徹底した寄り添いにより愛着形成を図ります

わたしたちは

- ①一人ひとりの心の居場所づくりを進めます
- ②一人ひとりの生活を整え、学び支援を進めます
- ③一人ひとりの育ちの整理と家族関係の再構築を支援します

③ 施設の特徴的な取組

① 個々に応じた育ちの場の提供。

・個室完備、小規模独立ユニットケア、地域小規模施設（4箇所）など、多様な住環境の整備を図る。・多目的ユニット、スタジオ、グラウンド、ギャラリーなどの各種児童活用設備の充実。

② 様々な機会を捉え、子どもたちの自立支援を推進する。

・自立支援担当者を配属し、在園時から計画的かつ効率的な自立支援を図る。・卒園児などの人生モデルに触れるなど、各支援機関との繋がりにより進路（進学・就職）に向き合う機会を設ける。・寄金や奨学金を適切に活用し、経済的自立を支える。
→里親家庭における自立支援を担う。・自立援助事業2型による継続支援を行う。

③ 家族の再統合及び再構築を図る。

・FSWを2名配属し、ケースに応じた丁寧で柔軟な家庭支援を、各種関係機関との連携のもと行う。・親子・家族の歩みを通して子どもの育ちに着目し課題解決に取り組む。・保護者の生い立ちや生活環境、心情の把握や理解に努め、寄り添いの姿勢を保ちながら援助支援にあたる。・家族間の物理的、精神的関係調整をすることによる家族の再構築を様々な関係機関ネットワークと制度利用による見守りによって図る。・PTA活動を通じて、地域子育て世帯との窓口として地域社会における家庭支援を目指す。

④ 里親支援専門相談員による啓発活動と支援活動の充実を図る。

・マッチングやコーディネート、さらには養成や個別支援などを行う。

⑤ 地域における子育て支援の拠点化を目指す。

・全ての子育て家庭の支援の窓口となることを目指し、公益的事業としてつどいの広場の運営を無償で行う。・地域小規模児童養護施設において、地域に根ざした養育実践を行う。・地域福祉に資する施設となるべく地域に開かれた場所と関係を目指す。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	2025年7月11日（契約日）～ 2026年2月10日
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	2022年度

⑥ 総評

京都聖嬰会は、職員も子ども共に一人ひとりの人間として尊重し合い、子どもに対しては徹底した寄り添いによる愛着形成を図り、相互の信頼関係を高めるよう配慮された養育・支援が行われています。本第三者評価受審を前向きに受け止め、真摯に取り組みながら地域小規模児童養育施設において地域に根差した、地域と共にある養育支援に取り組まれています。実践経験の豊富な専門性の高い職員配置の中で、要支援家族関係の再構築を図り地域福祉の拠点として開かれら運営が行われています。今後も引き続き計画的な事業運営と人材育成に取り組まれ、多機能・高機能化が図られますことを期待しています。

◇特に評価の高い点

経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

施設長、副施設長、主任等で構成される「運営委員会」にて事業所の経営環境やその課題を明確にし、職員に周知を図っている。また、その課題に対して職員で構成される「社会的養護推進準備委員会」を立ち上げ、経営課題の解決・改善に向けた具体的な取組が進められていることが確認できます。また、明確になった経営課題は職員会議などを通じて周知が図られており、施設全体として課題の認識がもてるよう取り組まれ高く評価できます。

発達の状況に応じた遊びや学びの場を保障している

五山の送り火のひとつである左大文字に隣接し、豊かな自然の中で養育支援が行われています。発達に応じた遊びや学びの場は、図書、玩具がフロアに用意され、バンド活動や運動ができる場として防音設備を施した音楽スタジオや多目的グラウンドなど充実した設備の確保がされている。子どもたちは成長の過程において自由に選択し、自分たちの選択による大切な活動の場として可能な限りのニーズにこたえていることを施設見学にて確認した。また、子どもの要望において応えられない場合も、子どもたちと話し合いを行う機会を設けて理解を促す機会を設けている状況を聞き取ることができます。

◇改善を求められる点

総合的な人事管理が行われている

必要な人材の確保と定着などに向けて、キャリアパスを導入し、職務階層、職務経験や勤務年数に応じた人材の育成方針による研修計画と体制が整えられており、必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組が実施されている状況が確認できます。また、法人の理念・基本方針にもとづき、「期待する職員像」を明確にし、日常的なコミュニケーションや定期面談を通じて人事管理がなされている状況を聞き取ることができます。しかし、異動や昇進・昇格に関する具体的な人事基準が確認できませんでした。実践知や専門性の高いベテラン職員が高齢化していく中で、次世代のリーダー育成及び輩出の視点を踏まえ、基準の考え方や検討・整備に取り組まれますことを期待しています。

運営の透明性を確保するための情報公開が行われている

ホームページに施設の理念、基本方針、養育・支援の内容について公開されており、施設長が地域の学校等地域の会合に参加して施設の存在意義や役割を明確にするよう努めています。しかし、事業計画や予算計画などについては公開状況が確認できませんでした。今後、事業所の年度運営の方向性や透明性の向上に資する題材として内容の精査いただき公開をご検討ください。また、地域向けの情報発信や共有などを目的とした広報物の作成はなされていません。事業所の存在が地域の福祉機能の一部としての認識向上にむけての取組みとして期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

本園が取り組みの重点として大切にしている「徹底した寄り添いによる愛着形成を図ること」を高く評価していただきました。引き続き、子どもも大人も時間をかけて対話を行い、さまざまな課題に取り組んでいきます。

また過去の受診時に課題にあがっていた「マニュアル化」について、時間はかかりましたがようやく形が整ったので、これから効率的な活用を進めていきます。今回新たに「人事基準が設けられていないこと」や「事業計画や予算計画が公開されていないこと」が課題にあがりました。人材育成の体制構築や各種計画の作成は行われているため、もう一段階踏み込んだ取り組みができるよう努めていきます。

最後に、今回の受診で新たな課題も確認できた一方で、あらためて本園が大切に取り組んでいることや強みについて再確認することができ自信にも繋がりました。過去4回継続して見守り続けていただいているからこそと感じています。次回の受診までに、さらにパワーアップした京都聖嬰会をお見せできることを楽しみに取り組みを強化していきます。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
理念、基本方針が事業所のホームページ、パンフレットに記載されていることを確認した。また、理念、基本方針を年度当初の職員会議で確認するなど、周知のための継続的に取り組まれている状況を聞き取った。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
学校運営協議会、要保護児童対策地域協議会等の会議に参加し、社会福祉事業全体の動向や地域福祉の動向の把握に努めていること、把握した情報をもとに事業所の経営環境や課題の分析、養育・支援のコスト分析等を行っていることを聞き取った。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
施設長、副施設長、主任等で構成される「運営委員会」にて事業所の経営環境やその課題を明確にし、職員に周知を図っている。また、その課題に対して職員で構成される「社会的養護推進準備委員会」を立ち上げ、経営課題の解決・改善に向けた具体的な取組が進められていることが確認できた。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
都道府県が定める「社会的養育推進計画」に準じて「中長期計画 後期（令和7～11年度）」を策定し、中・長期的なビジョンを明確にしていることを確認した。中・長期計画は、単年度計画策定の際に必要なに応じて見直しを行っていることを聞き取った。		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
単年度計画「2025年度事業計画」には、中・長期計画の内容が反映されており、具体的な行動計画が設定されていることを確認した。単年度計画は、具体的な成果が設定されており、実施状況の評価を行える内容であった。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
事業計画は年度当初の職員会議で職員に周知されている。また、月に1度開催されている「運営委員会」において、実施状況の確認や見直しを行っていることを会議録・議案書において確認できた。		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
事業計画の主な内容は、子どもに対して日常的なコミュニケーションや事業所内のポスター掲示を通じて周知されていることを確認できたため、自己評価cをbとした。保護者等への事業計画の周知・説明については、保護者と連絡を取ることが困難なケースもあり、行われていない。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
第三者評価を定期的に受審するとともに、「第三者評価委員会」において第三者評価の基準をもとに年に一度自己評価を行い、評価とその分析・検討するなど、組織的に養育・支援の向上に向けた取組がなされていることを確認した。		

9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
第三者評価および自己評価の結果について、課題の仕分けと改善策・改善計画を月に1度実施している「主任会議」において議論・提案し、「主任会議」後の「職員会議」にて職員間で課題の共有化が図られている状況を聞き取ることができた。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長は、自らの役割と責任について、年に数回実施している職員面談において表明し、職員の理解を得ていることを聞き取った。また、「職務分掌表」や「2025年度組織図」から、施設長の役割や責任が明確化されていることを確認した。有事（事故、災害等）においても、「2025年度組織図」において施設長の役割と責任について不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
施設長は、京都市の「施設長会」や都道府県の「施設長会」に参加し、遵守すべき法令等を把握している。また、法令等に関する情報を職員会議等で職員に周知し、遵守するための取組を行っていることを聞き取った。		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、養育・支援の質の向上について、階層別の職員の役割の明確化や組織体制づくりを行うなど、具体的な取組を行っていることを聞き取った。また、施設長は「運営委員会」や「社会的養護推進準備委員会」等に積極的に参画している。		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために、運営委員会や月に1度の「専門職員会議」等の施設内の各種会議に参加し、また、人員配置や職員の働きやすい環境整備に指		

導力を発揮していることを聞き取りおよび「組織図」にて確認した。

II—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
キャリアパスを導入し、職務階層、職務経験や勤務年数に応じた福祉人材の育成の明確化と研修計画が整えられており、また、施設の実習生受入から採用活動につなげるなどの効果的な福祉人材確保のための具体的な計画の確立と取組が実施されていることを確認した。		
15	II—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	b
法人の理念・基本方針にもとづき、「期待する職員像」を明確にし、日常的なコミュニケーションや定期面談を通じて人事管理がなされ、職員自らが将来の姿を描くことができるような仕組みができています。しかし、人事基準が定められていない。		
II—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
有給休暇の取得を有給簿で管理し、取得の分析を行っている。また、定期的な職員との個別面談のほか、心理職によるカウンセリングが利用できるように仕組みを整えるなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいることを確認した。		
II—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
施設として人材育成基準「段階的職員目標」を定め、日常的なコミュニケーションや定期面談を通じて職員一人ひとりの目標が明確かつ適切に設定され、その進捗状況の確認が行われ、さらに、目標達成度の確認が行われていることを聞き取った。		
18	II—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
キャリアパスに沿って職員研修計画が策定され、研修受講内容については個人別の研修報告書により実施されていることを確認した。また、計画は研修受講者の報告や意見を参考にし評価と見直しが行われている状況を確認することができた。		

19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
「段階別職員目標」により職員階層別に教育・研修の機会が確保されているほか、外部研修に関する情報提供を適切に行うなど、職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されていることを聞き取った。また、外部のスーパーバイザーの支援を得て、職員の専門性や組織力の向上が図られている。		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
実習生等の養育・支援の受け入れや手順については「実習の手引き」で明確化していることを確認した。また、学校側と実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習生の種別に応じて個別のプログラムを作成していることを聞き取った。		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
ホームページに施設の理念、基本方針、養育・支援の内容について公開されており、施設長が地域の学校等地域の会合に参加して施設の存在意義や役割を明確にするよう努めている。しかし、事業計画や予算計画などについては情報公開されていることを確認ができなかった。また、地域向けの広報物の作成や配布状況は確認できなかった。		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
「職務分掌表」「経理規定」から施設における事務、経理、取引等に関するルールや権限・責任が明確にされていることを確認した。法人内部で監査を実施していることを聞き取ったが、外部の専門家による監査は行われていない。		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a

<p>「2025年度事業計画」において、地域との関わり方について基本的な考え方を文書化していることを確認した。こどもたちの生活空間とは別に、学校の友人等が施設へ遊びに来やすいように施設的环境づくりを行っており、こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>		
24	<p>Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a
<p>「2025年度事業計画」においてボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化していることを確認した。「ボランティア担当係」からボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な支援を行っていることを聞き取れたため、自己評価bをaとした。</p>		
<p>Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
<p>関係機関や地域との連絡会に参加し、ネットワーク化に取り組むとともに、関係団体についてこどもの状況に対応できる社会資源としてリストを作成しているなど、施設として必要な社会資源の明確化と関係機関等との連携が適切に行われていることを聞き取った。</p>		
<p>Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a
<p>京都市子育て支援活動いきいきセンター事業「金閣つどいの広場ひまわり」において、子育て家庭の交流の場づくりを行っており、地域の福祉ニーズの把握に努めるとともに、参加者や地域住民に対して相談に応じていることを聞き取った。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a
<p>京都市子育て支援活動いきいきセンター事業「金閣つどいの広場ひまわり」での子育て家庭の交流の場づくりを継続実施している。その他、地域のこどものラジオ体操の場として施設のグラウンドを提供し、地域との交流に取り組んでいる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—1—(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ—1—(1)—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<p>こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつため、「倫理要領」を職員</p>		

に配布している。また、こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に施設内の研修会を実施していることを聞き取った。		
29	Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
施設への入所の際に「権利ノート」を用いて、こどもや保護者等にプライバシー保護についての取組を周知している。マニュアル整備委員会において、「プライバシー保護マニュアル」を策定中であり、現時点ではこどものプライバシー保護についての規程・マニュアル等は整備されていない。		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
入所前の見学等に希望があれば対応しており、その見学や入所時の面接において、養育・支援内容の写真等を使用し、ていねいな説明を実施していることを聞き取った。情報提供について、適宜見直しを実施していることを聞き取れたため、自己評価bをaとした。		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
こどもの状況に応じて、可能な場合においては養育・支援の開始・過程において、主体的に自己決定ができるように施設が行う養育・支援についてわかりやすく説明を行っていることを聞き取ることができたため、自己評価cをaとした。		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
対処後の対応について、「巣立ちされるみなさんへ」を用いて丁寧な説明を行い、退所後の相談窓口も設置されていることを確認した。しかし、こどもに対して退所後の相談方法や担当者についての説明の内容を記載した文書は用意されていない。		
Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
音楽活動や芸術活動などを意欲に支援する意欲活動支援員（聖人尽楽）を設置し、こどもたちの様々な表現活動等への取組意欲を個別に支援する体制が整えられていることを確認した。こどもの満足に関する調査は実施されているが、その分析・検討のための検討会議等が設置されていない。		
Ⅲ—1—(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b

<p>苦情解決の仕組みとして、苦情解決責任者・苦情解決窓口が設置されていることを「2025年度組織図」にて確認した。施設内にも苦情箱が設置され、こどもが苦情を申し出やすい工夫がなされている。しかし、苦情解決までの記録の保管や対応策、解決結果等の公開はされていない。</p>		
35	<p>Ⅲ—1—(4)—② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。</p>	a
<p>こどもが相談や意見を述べやすいように、複数の方法や相手を自由に選べることを「権利ノート」で周知するとともに、施設内に相談スペースを確保するなど、こどもが相談や意見を述べやすい環境に配慮されていることを確認した。</p>		
36	<p>Ⅲ—1—(4)—③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
<p>こどもからの相談や意見に対して、意見箱が設置され、こどもの意見を積極的に把握する取組がなされ、相談や意見を受けた際には会議で検討するなど丁寧な対応が行われているが、その意見などに対する対応マニュアル等については未整備である。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a
<p>安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組は、運営委員会が設置され緊急対応マニュアルに基づき事故発生時の対応と安全確保の手順が明確化されている。また、ヒアリハット事例の聴取事例から実施状況や実効性について確認した。よって自己評価bをaとした。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a
<p>感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保の体制は、「感染対策マニュアル」が作成され管理体制が整備されている。感染症の予防策は、施設見学時に、手指消毒の励行、体温測定と体調確認、感染拡大を最小限にするための個室管理について確認した。また、感染予防に関する研修は外部研修参加の機会が設けられ参加実績が記録されていることを確認した。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a
<p>災害時における安全確保においては、職員分掌に防災に関する役割が明確化され、事業継続計画（BCP）が策定され避難訓練が実施されていることを聞き取った。また、こども及び職員の安否確認の方法、食料や備品類は写真と一覧表を作成しファイル化し、設置場所を3カ所に分けて備蓄管理されていることを確認した。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>養育・支援の標準的な実施方法については、「2025年事業計画」に明文化され養育・支援の具体的実施方法は入浴・入室・アルバイト・理髪・睡眠など各項目に明文化されていることを確認した。標準的な実施方法については、「チェックタイム」を設け職員の発言に対して権利擁護の振り返りを行い周知徹底が行われていることを確認できたため、自己評価cをaとした。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>標準的な実施方法の検証や見直しは、ケース会議を月1回開催しこどものニーズに応じて対応するための仕組みが確立されていることを確認した。検証や見直しにあたり、職員以外に子どもからの意見や提案の機会が事務所内に子どもエリアが設けられ、遊びながらこどもの声を聞く機会が設けられていることが確認できたため自己評価cをaとした。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>自立支援計画書は、児童相談所により作成されたものを支援記録システムiris（アイリス）上に共有し、こどものニーズに応じて医師を含む多職種で検討を行っていることを聞き取った。自立支援計画書は策定会議を年度当初に行い、中間評価、年度末に振り返りを行う仕組みが確立されていることを聞き取った。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>自立支援計画の見直しは、臨床心理士やファミリーソーシャルワーカー、自立支援担当員、里親支援相談員なども含めて、4月に計画書の作成、10月見直し、3月に評価を行う仕組みがあることを確認した。自立支援計画書を緊急に変更する場合の例として、外泊後のこどもの心理状況の変化に対する対応を通して聞き取ることができた。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p>養育・支援の実施記録は、支援記録システムiris（アイリス）上で共有し、組織的に取り組んでいる。また管理者などが記録や様式の見直しを行っていることを聞き取った。</p>		

45	Ⅲ—2—(3)—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>こどもに関する記録の管理は、個人情報保護規程を策定され記録の保管、保存、廃棄、情報提供に関する事項が定められていることを確認した。主な取組として施設内外で撮影した写真の掲載は慎重に検討するしくみや学友が施設内に訪問する際は、施設内に友だちエリアを設置するなど体制が確立している。また、個人情報の取り扱いについてこどもに説明する機会を設けて説明会を行っていることを聞き取った。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) こどもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>こどもの権利擁護については、「2025 年事業計画」に明記され職員に周知されていることを確認した。こどもの思想・宗教の自由については、法人の理念にもあるキリストの教えを信条としながらも、施設独自の理念を掲げ、こどもの意思を第一に尊重しながら支援に取り組む方針が確立しており、職員に周知されていることを聞き取った。</p>		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>こどもの権利について理解を促す取組は、入所するこどもには「権利ノート」を用いて入所前・入所後に権利について理解を深める機会を設けている。また、職員の研修会は毎月第3金曜日に行われている項目に権利擁護に関する研修会を行っている。日々の関りのなかで、職員同士、こども同士、年上、年下などお互いがかけがえのない存在であることを養育の中で伝えるようにしている実践例などを聞き取れたため自己評価bをaとした。</p>		
A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p>こどもそれぞれの生き立ちを振り返る取組として、児童相談所などとの関係機関と連携し、「ライフストーリーワーク」を実施している。個別の写真やアルバムを用いて、他の</p>		

<p>子どもたちとの関係性に配慮しながら成長を振り返る機会を慎重に行っていることを聞き取った。</p>		
<p>A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	a
<p>被措置児童等虐待防止に関しては、被措置児童等虐待防止マニュアルが策定されている。体罰や不適切な関わりについて、職員間ではロールプレイングを行って振り返りや対策の検討を行っている。大人も子どもも、してはいけないことは共通であり、嫌なことは嫌といえる環境や人間関係を築くよう努めていることを聞き取った。また、被措置児童等虐待の届出・通告制度について掲示されていることを確認した。</p>		
<p>A—1—（5）支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—（5）—① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	a
<p>支援の継続性については、入所時温かく迎えることができるようケース概要を聴取し面会し、見学時「待ってるね」と声かけを行い、「ウエルカムルール」にしたがって受け入れの準備と紹介を行う仕組みがあることを聞き取った。但し、特別扱いはしないことをルール化している状況の補足説明があった。</p>		
A⑥	<p>A—1—（5）—② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	a
<p>リービングケアについては、退所後も継続支援計画により継続支援していることを聞き取った。退所時は「巣立ちされるみなさんへ」を渡してオリエンテーションを行っている。退所後の相談窓口を設置し、住居が決まるまでの生活支援や帰省したとき訪ねやすい設備設計など工夫されていることを施設見学で確認した。警察等からのトラブル発生時の連絡対応に協力していることを実践例にて確認した。支援記録システム iris（アイリス）に適切に記録が保存されている。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

<p>A—2—（1）養育・支援の基本</p>		
A⑦	<p>A—2—（1）—① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>	b
<p>こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動については、職員はこどもに寄り添いこどもとともに課題に取り組んでいる事例を通して聞き取った。しかし、子どもたちに対する定期的なアンケート調査の実施状況は確認できなかった。</p>		

A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>子どもの基本的欲求の充足については、日常生活の中で衣服や食事、生活環境など子ども一人ひとりが欲求を満たせるように担当者が対応している。特に携帯電話の使用など子どもたちの使用ニーズが高いものも、子どもたちからの意見も聞きながら利用ルールを説明し、適切な利用環境を促している。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p>子どもの決定を尊重し安心を選択できる環境を提供できるよう努め、自分たちで生活をつくっている実感を持たせるために、職員室内に子どもエリアを設置している。子どもとの距離感を適度に保ち要望や思いを常に聞き取れる体制があることを施設見学および事例紹介にて確認した。また、失敗から学ぶことを大切にしていること、子ども面談を適宜行っていることを聞き取った。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>発達に応じた学びや遊びの場の保障は、図書、玩具がフロアに用意され、バンド活動や運動ができる場の確保がされており、子どもたちが自由に選択しかつ使用した物品などはかたづけができるしつけの場として可能な限りのニーズに応じていることを施設見学にて確認した。また、応えられないニーズの場合、子どもと話し合いを行う機会を設けている。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>一般社団法人 HASSYADAI social「ハッシャソーシャルプロジェクトひきこもり支援」を通して、子どもたちがなりたい職業の話聞く機会や興味をカタチにしていく支援を行っていることを聞き取った。また、発達の状況に応じてソーシャルスキルトレーニングやお金の使い方や社会常識ビジネスマナー研修参加、料理やお菓子作りなど基本的生活習慣をつける養育・支援が行われていることも聞き取ることができた。</p>		
<p>A—2—(2) 食生活</p>		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>食生活は、楽しい雰囲気ですることができるよう年齢や個人差に応じて食事時間や個別に食する環境に配慮されていることを確認した。また高学年生はおこづかいでカップヌードルなどの補食を購入でき、小学生はおやつを職員室で受け取りおやつの時間とする取り組みについて聞き取った。また、検食簿を活用し、食事摂取量や嗜好把握を行っている。食事のメニューは、子どもの希望を聞き取り、リクエストメニューを献立に取り入れ楽しみを体</p>		

<p>感できるしくみがあることを確認した。基本的な調理技術が習得できるよう調理体験やケーキ、クッキー作りの機会が設けられている。</p>		
<p>A—2—(3) 衣生活</p>		
A⑬	<p>A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	a
<p>衣生活は、被服費が個別に用意されており、こども自身の好みで購入することができるように支援する体制があり、高校生以上は金額の上限を設けて自由に購入できる機会が設けられている。衣習慣を習得できるように洗濯、アイロン、補修等の管理もできるだけこどもが見えるところで行うよう配慮されている。</p>		
<p>A—2—(4) 住生活</p>		
A⑭	<p>A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	a
<p>住生活は、地域小規模施設での養育環境が地域住民の協力により配慮されており、施設内すべて個室を完備している。一方で孤立しないために部屋の構造はシェア（結合）できる構造に設計され、成長・発達に応じて使用できることを施設見学で確認した。定期的なクリーン週間を設け、環境整備や破損個所の確認を行っていることを聞き取った。</p>		
<p>A—2—(5) 健康と安全</p>		
A⑮	<p>A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	a
<p>小児科の嘱託医や各学校の養護教諭を連絡連携し、一人ひとりの心身の健康管理に努めている。服薬が必要な場合は、オーバードーズ予防につとめ、臨床心理士の面談の場や希望に応じた関わりが行われていることを聞き取った。予防接種なども入所時可能な限り保護者の同意を得て選択制で嘱託医が訪問予防接種を行っている。服薬チェックなども適切に行われている。</p>		
<p>A—2—(6) 性に関する教育</p>		
A⑯	<p>A—2—(6)—① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	a
<p>性について正しい知識を得る機会を設けるために、「(生) (性) 教育部会」を設置し、研修企画を行い、園内外の研修に参加している。また、こどもの年齢・発達に応じて職員にオープンに相談できる機会を常に心がけ、性の悩みも隠さず相談できる体制について事例を通じて確認した。</p>		
<p>A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		

A⑰	A—2—(7)—① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
こどもの暴力・不適切行動などの問題に対しては、その背景にある要因を職員間で分析し、関係機関と連絡連携し課題解決に取り組んでいる。しかし、強制的制止が必要な場合や園内で解決困難な事例については他機関と連携して方策を検討するしくみがあり、対応事例の経験があることを聞き取った。		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
こども間の暴力・いじめ、差別が生じないように、こども間で解決できるよう介入する場合と職員が介入する必要がある場合を職員間で検討し対応を行っている。また、発達過程における言動や被害、加害の状況を把握し臨機応変な対応ができるよう情報を共有していることを聞き取った。		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	a
心理的ケアが必要なこどもに対しては、臨床心理士を複数配置し、こどもの特性や発達に配慮した心理的ケアが行える環境が整備されていることを施設見学で確認した。職員が必要に応じてスーパービジョンが受けられるようスーパーバイザーが配置され体制が整っている。		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
学習環境については、学校教師と連携をとり個々の学力を把握し学力に応じた個別的な学習支援を行っている。具体的には、「家庭教師のトライ」を利用したり、学習ボランティアの支援を得たり、通塾を利用したり、個別に応じかつこどもの希望により学習支援を受ける機会を設けている。		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
進路の自己決定については、自立支援担当者が進路会議を4月、6月、9月、11月に開催し、一人ひとりの進路支援を検討し個別対応している。また、高校卒業後の進路を希望するこどものために資金面や生活面、精神面など進学の実現に向けた支援を行っている事例を通して聞き取ることができた。また、こどもの状況やニーズに合わせて、安心して措置延長など継続した支援が受けられることも説明している。		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a

<p>社会経験の拡大については、施設独自の就労支援バンクを活用し、職業体験や実習、アルバイトの機会を提供していることを聞き取った。これらの職場体験や実習、アルバイトを通して、金銭管理や生活スキル、社会の仕組みやルールについてこどもの自立支援に取り組み、実際にアルバイトから就職実現した事例についても聞き取ることができた。</p>		
<p>A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり</p>		
<p>A⑳</p>	<p>A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>a</p>
<p>家族との信頼関係づくりは、家庭支援専門相談員を2名配置し家族再統合に向けた関係構築の取組を行っている。年度初めに、年間予定を配布し、学校行事は、担当者が関係者と協働して付き添いを行うなど保護者の不安軽減や学校側への配慮を行っている状況の説明を受けた。</p>		
<p>A—2—（11）親子関係の再構築支援</p>		
<p>A㉑</p>	<p>A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>親子関係の再構築支援は、家庭支援専門相談員が同席して自立支援計画の見直しや振り返りを行っている。また、再構築に向けて児童相談所等と密接に協議し連携を図っていることを聞き取った。</p>		